

緑の少年団育成事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、郷土愛と自然を守る向上心を培い併せて健全な心身の育成に資することを目的に緑の少年団育成事業（以下「事業」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、この補助金については太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金は、緑の少年団に交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、緑の少年団が主催する緑化推進事業とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、4万円を限度とする。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。